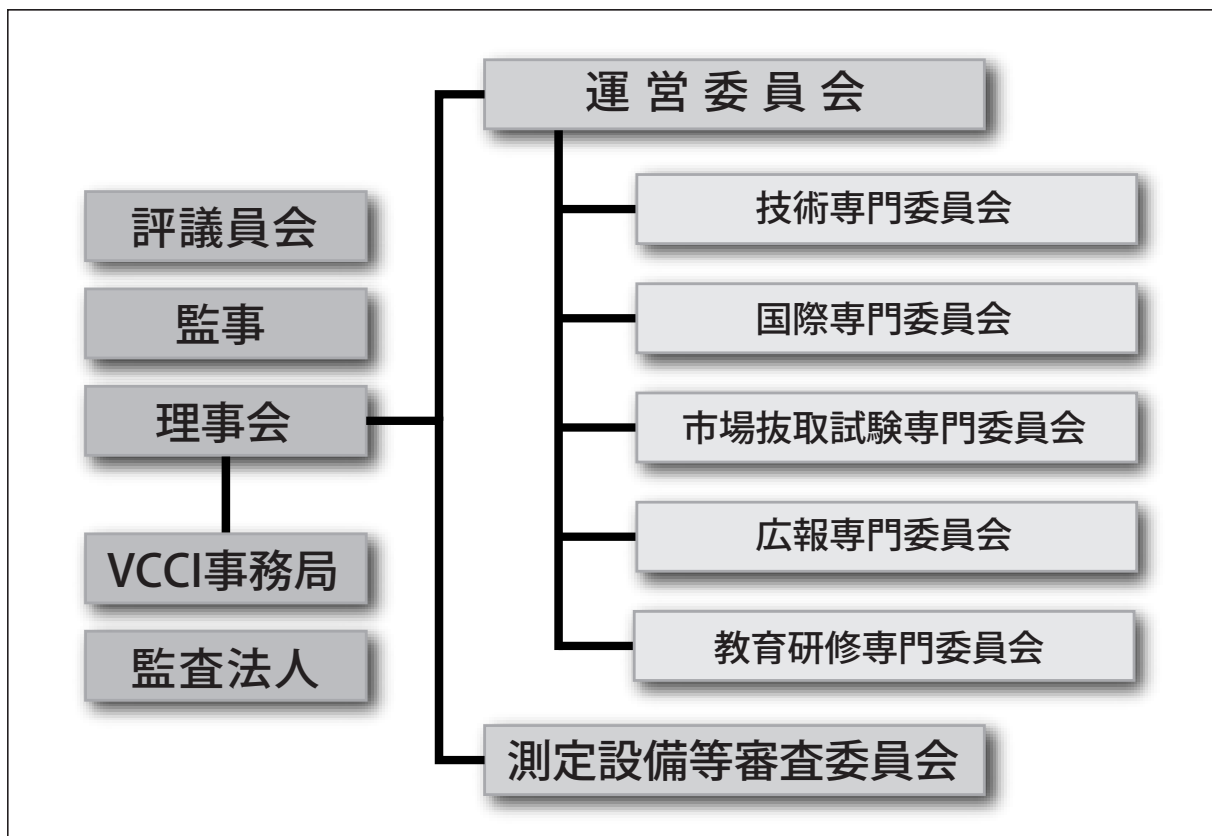


目次

1. 設立趣旨
2. 設立の目的
3. 適用範囲
4. 入会案内・VCCI協会への入会方法
5. 自主規制の実施方法
6. 測定設備等の登録
7. 市場抜取試験
8. 技術基準
9. 事業内容

一般財団法人 VCCI協会 組織図



エレクトロニクス技術の急速な発展や家庭における情報化の進展に伴って、パーソナルコンピュータ、スマートフォン、タブレット端末等の情報処理装置および電子事務用機器等がますます普及してまいりましたが、これらの機器は一般にデジタル技術を利用しているため、広い周波数範囲の妨害波を発生し、妨害波のレベルによっては、ラジオ・テレビジョン等の受信機に障害を与えることがあり、この妨害波の問題が注目されております。

この問題に関しては、国際電気標準会議（IEC）の国際無線障害特別委員会（CISPR）が、1979年から審議しており、1985年9月に「情報処理装置および電子事務用機器等から発生する妨害波の許容値と測定法」について勧告（Publication 22）が行われました。一方、米国では、1981年から連邦通信委員会（FCC）による規制措置がとられております。

わが国におきましても、このCISPR勧告をもとに郵政省電気通信技術審議会（現総務省情報通信審議会）が、1985年12月2日に情報処理装置等から発生する妨害波の許容値および測定法についての技術規格をとりまとめて、郵政大臣へ答申いたしました。これに伴い郵政省は関係業界に対し、同答申の周知と電波妨害の防止に関する要請を行いました。

このような動向を踏まえ、関係業界4団体の（社）日本電子工業振興協会（JEIDA）、（社）日本事務機器工業会（JBMA）、（社）日本電子機械工業会（EIAJ）、通信機械工業会（CIAJ）*、が協力して早急に自主規制措置をとることといたしました。

1985年12月19日、関係4団体は、情報処理装置、電気通信機器および電子事務用機器からの妨害波がもたらす障害を自主的に防止するため「情報処理装置等電波障害自主規制協議会（略称VCCI）」を設立いたしました。

その後、VCCIは任意団体（みなし社団法人）として活動して参りましたが、新しい公益法人制度の関連法案（「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律—法律第四十八号」など）が2006年6月に交付され、この新しい制度に基づく法人化が可能となりましたので、法律の施行に合わせて2009年4月に法人化することにいたしました。

新しい法人制度では、社団法人または財団法人になることができますが、従来と同様な活動が違和感なくできる一般財団法人として設立いたしました。この法人化によって、社会的な信用が増し活動がし易くなることから、消費者・会員の皆様により充実したサービスを提供できるものと考えております。

VCCI協会は、国内外の企業や団体に対してVCCI協会への参加を広く呼びかけ、電子・電気装置の妨害波や障害の抑止について自主的に規制し、それらを利用するわが国の消費者の利益を擁護することを目的として活動してまいります。

※ JEIDAとEIAJは統合して（一社）電子情報技術産業協会（JEITA）に、JBMAは（一社）ビジネス機械・情報システム産業協会（JBMA）に、CIAJは（一社）情報通信ネットワーク産業協会（CIAJのまま）となりました。

2

設立の目的

この法人は、電子・電気装置から発生する妨害波などがもたらす障害を抑制し、また外部からの電氣的な妨害による電子・電気装置の障害を防止するために、関係業界の協力によりそれらの妨害波や障害の抑止について自主的に規制し、電子・電気装置を利用するわが国の消費者の利益を擁護することを目的とする。

3

適用範囲

3.1 対象装置と適用範囲

この自主規制措置は日本国内に出荷されるマルチメディア機器（MME: Multimedia Equipment の略）に対して適用されます。「MME」とは、3.2 項の定義によるものです。

次に該当する場合は、この規定の適用を除外することもできます。

1. 情報技術装置としての機能が主機能と考えられない MME または情報技術装置としての機能を含まない MME
2. MME の定義に該当する場合でも、すでに国内でこの規定と同様の主旨を有する他の規格、または法律が適用されている機器。例えば、電波法令に規定される無線伝送および無線受信を主機能とするすべての無線専用装置、並びに電気用品安全法令に規定される電気用品
3. この規程が対象とする周波数範囲のエミッション要求事項が明確に他の CISPR 規格（CISPR 13 及び CISPR 22 を除く）に規定されている機器。例えば、工業・科学・医療用装置（ISM 機器）専用の MME、車載専用 MME
4. 電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する事業者が管理する建物内にのみ設置される電気通信施設用物品
5. 広帯域電力線搬送通信設備（電波法施行規則 44 条第 2 項 2 号：2MHz ～ 30MHz の電力線搬送通信設備）
6. 消費電力が 6nW 以下の MME

3.2 用語の定義

・「MME」とは、情報技術装置、オーディオ機器、ビデオ機器、放送受信機、娯楽用照明制御装置またはこれらを組合せた機器をいいます。

・「機能」とは単一のメディアまたはマルチメディアのコンテンツの表示、記録、処理、制御、伝送または受信することなどに関連します。このコンテンツは、個別のデータ、オーディオ、ビデオまたはそれらの組み合わせなどです。

4

入会案内・VCCI 協会への入会方法

当協会の目的に賛同し、自主規制への参加および協力を希望される企業・団体は、協会の会員になっていただく必要があります。入会を希望される場合は「入会申込書」を当協会へご提出ください。

入会申込書受理後、年会費および入会金の請求書を送付いたします。

入会金・年会費のご入金後に会員登録され、入会手続きが完了いたします。

入会手続き後の詳細につきましては、入会申込書に記入された連絡担当者様の email 宛にご連絡いたします。

入会金・年会費について

年会費は年度（4月から翌年3月）ごとのお支払いになります。

当該年度の下半期（10月～翌年3月）に入会された場合、年会費は半額となります。

その後、自動継続で、毎年4月に年会費請求書を送付いたします。

(1) 入会金（初年度のみ）

50,000 円（消費税別）

(2) 年会費（消費税別）

会員区分	会費	
A 会員 (正会員)	800,000 円	VCCI 協会の構成 3 団体 JEITA、JBMIA、CIAJ の会長、副会長会社およびそれに準ずる会社 または、年間 70 件以上適合確認届出をする会社
B 会員 (正会員)	400,000 円	年間 10 件以上適合確認届出をする会社
C 会員 (正会員)	200,000 円	年間 10 件未満適合確認届出をする会社
D 会員 (賛助会員)	100,000 円	適合確認届出をしない、あるいは製品を出荷しない会社 (主に試験機関あるいは情報収集のみ)

ご注意

- 国内会員、および国内に代理店等がある海外会員については、消費税が課税されます。
- お振込手数料は、会員負担となります。
- 海外からのご送金には、銀行の受取手数料として、別途 2,500 円（消費税別）が必要です。

会員登録されますと、以下が会員専用ページから閲覧可能になります。

- ・ 規程集
- ・ VCCI マーク版下
- ・ 技術報告書

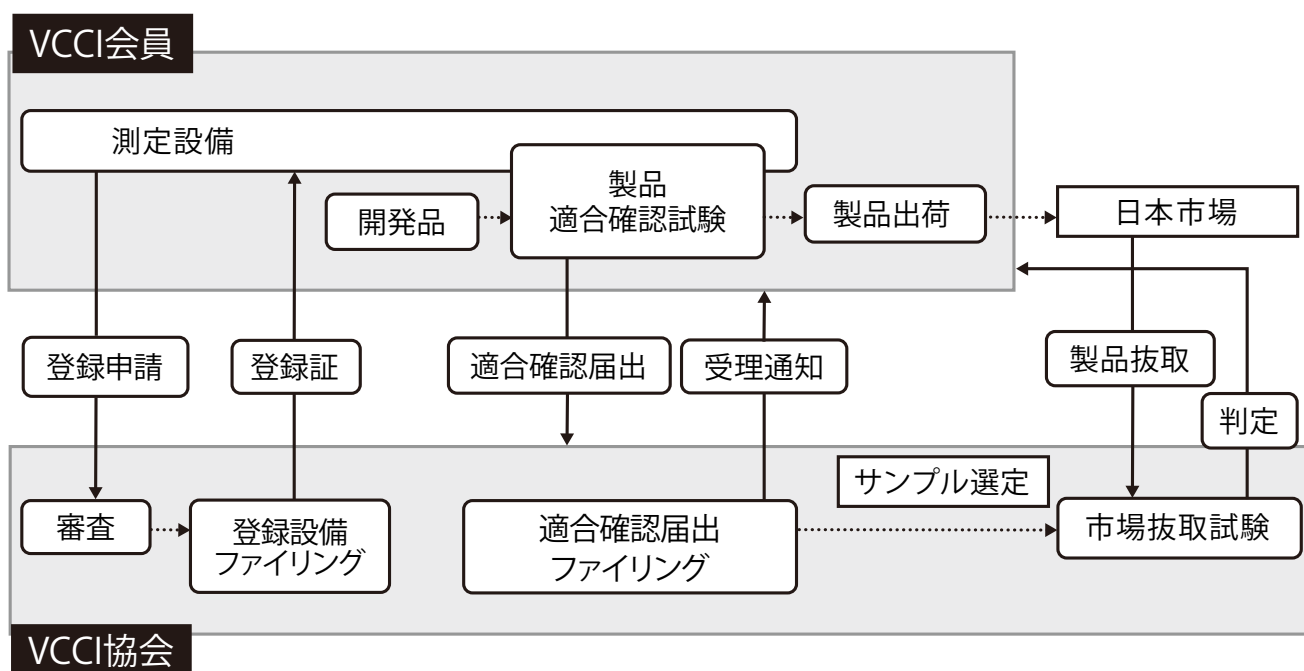
また、会員向けセミナーやシンポジウムにご参加いただけます。

5

自主規制の実施方法

この自主規制措置では、会員が自社の MME に対して、日本国内への出荷に先立ち妨害波の規制を実施いたします。

会員は、5.1 項 MME の区分によりクラス分けをし、適合確認届出を行った後、機器に所定の表示を行い、出荷しなければなりません。その自主規制システムは下図に示す通りです。



5.1 MME の区分

使用される環境によって「クラス A 機器」および「クラス B 機器」に分けられております。

● 「クラス B 機器」

主に、住宅環境内での使用を目的とする機器です。クラス B 機器に対する要求事項は、住宅環境内での放送サービスの適切な保護を提供することを意図しています。放送受信機はクラス B 機器です。

注：住宅環境とは当該機器から 10 m 以内の距離でラジオ・テレビジョン等の放送受信機を使用することが予想される環境をいう。家庭環境ともいう。

● 「クラス A 機器」

クラス A 機器とは、クラス B 機器を除くすべての機器です。クラス A 許容値を満たすことが必要です。

5.2 適合確認

会員は自社の MME が協会の定める技術基準の許容値に適合していることを確認しておかなければなりません。このため、会員は次の技術基準の適合確認および届出を行うことが必要になります。

1. 技術基準への適合確認

会員は MME の適合確認試験を行い、協会の定める技術基準に適合していることを確認してください。なお、適合確認試験は VCCI 協会に登録された測定設備を使用して行わなければなりません。

2. 適合確認の届出

会員は MME の適合確認試験を行った後、別に定める「適合確認届出」を製品の出荷時までに協会へ提出し、その受理通知を受けてください。

ご注意：適合確認届出（電子申請）の受理通知発行までは約 1 週間かかります。

5.3 表示

会員が適合確認届出を行った MME については、クラス A 機器は文言及び / 又はマーク、クラス B 機器はマークを、それぞれ表示していただきます。

なお、協会は文言、マークおよびカタログ・取扱説明書等への記載形式を別途指定していますので、会員にはそれぞれの MME に対して見やすい場所にマーク等の表示を行っていただきます。

表示装置を備える製品については、次の方法に替えて「電子的表示」にすることもできます。

(1) クラス A 機器

会員は、届け出たクラス A 機器の出荷品ごとに、次に示す文言及び / 又はマークを容易に見える場所に表示する。

この装置は、クラス A 機器です。この装置を住宅環境で使用すると電波妨害を引き起こすことがあります。この場合には使用者が適切な対策を講ずるよう要求されることがあります。

VCCI - A



(2) クラス B 機器

会員は、届け出たクラス B 機器の出荷品ごとに、次に示すマークを容易に見える場所に表示する。



6

測定設備等の登録

MME の適合確認試験のために使用する測定設備等は、「測定設備等の登録に関する規程」に従って当協会に申請し、審査を受け登録する必要があります。この審査・登録には申請受付から約 3 ヶ月かかります。

ただし、当協会が指定した試験所認定機関により認定されている試験所の測定設備等の登録は、審査が省略されますので約 1 ヶ月で登録されます。

7

市場抜取試験

当協会では、市場にある製品の VCCI 技術基準への適合を確認するため、抜取試験を行います。試験は、会員の公正な活動を維持するためのものであり、「市場抜取試験に関する規程」に従って実施します。会員は試験に対応する義務があります。

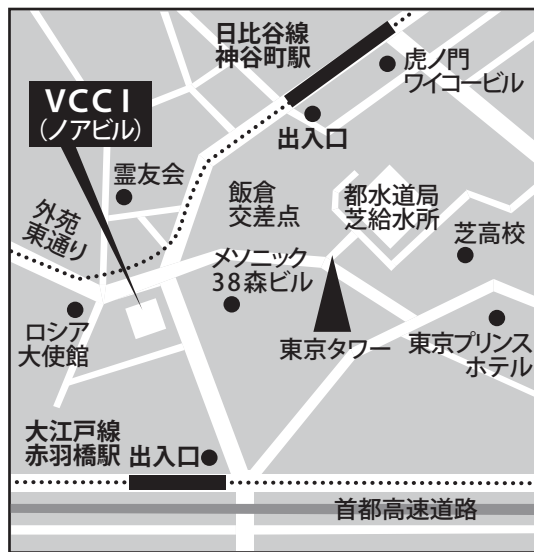
8

技術基準

MME からの妨害波に対する許容値および測定法については、原則として総務省情報通信審議会の答申に基づき当協会が定めた技術基準に従っていただきます。

詳細は入会后 Web の会員専用ページに掲載されている規程集をご参照ください。

- (1) マルチメディア機器から発生する妨害波を阻止するための自主規制に関する基本方針の決定
- (2) 加盟団体間の調整、政府および関係機関との連絡、調整
- (3) 自主規制措置に伴う「適合確認届出」の受理、管理「受理通知」の発行
- (4) 市場実態調査の実施（市場抜取試験における装置試験は第三者機関へ委託）
- (5) 技術基準に関する調査研究および成果の発表、技術基準の制定・改訂
- (6) 測定技術向上のための測定技術者教育
- (7) 海外の EMC 規制動向の調査と相互承認の調査、推進
- (8) 測定設備等登録制度に伴う測定設備等の審査登録業務遂行
- (9) 一般ユーザへの PR、関係企業・団体への普及促進等
- (10) その他、自主規制措置に関する必要な事項



一般財団法人 VCCI協会 (郵便宛名 VCCI)

〒106-0041

東京都港区麻布台2丁目3番5号 ノアビル7階

TEL : 03-5575-3138 FAX : 03-5575-3137



<http://www.vcci.jp>

Web にアクセスできます。

Copyright © VCCI All Rights Reserved.